

(証券コード：7895)

平成30年6月5日

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号

中央化学株式会社

代表取締役社長 近藤 康正

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
当社本社第一会議室（3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第58期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当によるA種優先株式発行の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類等に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chuo-kagaku.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、鉱工業生産が輸出の回復並びに内需の持ち直しにより回復基調が鮮明となってきております。一方、個人消費においては、引き続き雇用所得環境が改善していること等を背景に、堅調に推移しております。

当食品包装容器業界と極めて関連性の深い一般消費財市場においては、依然として良好な環境は続いているものの、物価上昇による実質所得の伸び悩み等により、消費者の節約志向・低価格志向が続く中、食料品売上高は、低調に推移しております。また、食品包装容器の基礎原料である原油の価格については、年間を通じてじり高基調となり、特に第4四半期において高値圏の推移となっております。

このような状況下、国内では、営業面において、予てより推進しております得意先様との連携強化に一層注力するとともに、当社製品のシェアの低い新分野への営業活動に取り組んで参りました。また、当社の提唱する機能性容器であるロングライフ容器へのニーズは引き続き高く、多くのお引き合いをいただき、ご採用いただいております。一方、原材料価格上昇に伴い、第1四半期より取り組んで参りました価格改定については、当初見込んでおりました効果を十分得られず、損益は大きく悪化しました。

生産面では、各地域の営業部と連携し地域独自の食文化に根ざした製品を小ロットで供給する体制を整え、地産地消の一層の進展を図っております。一方、労働需給逼迫により当社製造現場においても人材確保の遅れから、一部の工場において生産効率の低下を招いております。

中国においては、北京・上海各会社の生産停止を伴う事業再編により一時的な影響を受けておりますが、再編は順調に進捗しております。一方、中国の現地メーカーの技術向上もあり、食品容器関連市場は厳しい競合環境にありますが、独自の素材を持ち、安全・安心な当社グループ製品に対するハイエンド市場からのニーズは依然根強い状況です。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が57,774百万円（前期比0.8%減）、営業損失1,721百万円（前年同期は290百万円の利益）、経常損失1,797百万円（前年同期は179百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損益は、固定資産減損損失2,397百万円、構造改革費用610百万円、海外事業等再編費用432百万円等を計上したこともあり5,350百万円の損失（前期は537百万円の損失）となりました。

なお、当社は、このような事象又は状況を改善すべく、選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画を策定しております。

種類別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分		売 上 高	構 成 比
		百万円	%
製 品	高機能食品容器	17,916	31.01
	汎用食品容器	26,016	45.03
	調味料容器	858	1.49
	そ の 他	1,554	2.69
製 品 計		46,345	80.22
商 品	商 品	11,429	19.78
	商 品 計	11,429	19.78
合 計		57,774	100.00

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,395百万円であります。主な内訳としては、当社が1,565百万円(建物及び構築物98百万円、機械装置及び運搬具264百万円、リース資産等1,203百万円)となっており、これらの資金は、自己資金と長期借入金及びリース等により調達しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行や増資等による資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期 (当連結会計年度)
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売 上 高	61,001	59,397	58,240	57,774
経常利益又は経常損失(△)	△1,152	602	△179	△1,797
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	△1,478	603	△537	△5,350
1株当たりの当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△73.36	29.97	△26.66	△265.57
総 資 産	42,708	44,740	46,740	40,293
純 資 産	8,068	8,502	8,009	2,982

(注) 1. 1株当たりの当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第58期において、固定資産の減損損失2,397百万円及び構造改革費用610百万円並びに海外事業等再編費用432百万円を特別損失に計上しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期 (当 期)
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売 上 高	53,059	52,773	51,987	50,746
経常利益又は経常損失 (△)	△1,594	541	△141	△1,704
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,800	538	△464	△4,767
1株当たりの当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△89.36	26.73	△23.07	△236.59
総 資 産	40,538	43,065	45,234	38,650
純 資 産	7,780	8,283	7,848	3,082

(注) 1. 1株当たりの当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第58期において、固定資産の減損損失2,397百万円及び構造改革費用610百万円を特別損失に計上しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは後述の「中長期的な会社の経営戦略」に基づき、「安全」と「安心」とを重視しながら、近年における原材料価格の大幅な変動を教訓に、それらへの対応力を強化すべく次の課題に取り組んでおります。

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度末において、次の理由により、当社グループについて継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

●当連結会計年度において、大幅に業績が悪化し、営業損失1,721百万円、経常損失1,797百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,350百万円を計上したこと。

●経常利益及び純資産について、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触したこと。

当社グループは、このような事象又は状況を改善すべく、選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画を策定し、同計画をもとに親会社及び取引金融機関への支援継続の要請を行っております。

財務制限条項へ抵触することが見込まれる状況で、平成30年3月30日に返済期限が到来したタームローンについて短期間であるものの借換が実行されたことから、当社グループといたしましては、金融機関から一定の理解は頂いているものと考えておりますが、財務的な支援について取引金融機関の最終的な合意が得られていないことから、現時点においては継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在しております。

② 法令遵守体制の構築

③ 環境対策（省資源対策の継続実施・循環型リサイクルへの転換、環境負荷低減）

④ 素材開発力並びに製品開発力の強化

- ⑤ 営業力の強化
- ⑥ 製造原価の低減
- ⑦ 物流費の削減
- ⑧ 製品の適正価格による販売の徹底

(中長期的な会社の経営戦略)

食品関連メーカーとしての原点ともいべき人体並びに環境への配慮を第一義に置き、「安全」と「安心」を世に提供していくことを使命としながら、「お客様への良質な製品やサービスの提供」を実現していくために、具体的な経営戦略として次の事項を掲げ取り組んでおります。

① 環境対策

容器包装リサイクル法に則った「収集は自治体、リサイクルは事業者」を進めながら、衛生安全性を厳守した循環型リサイクルシステムの構築等、併せて当社グループの事業活動から発生するCO₂削減を図り、環境保全への取り組みを進めて参ります。

② 新素材・新技術による新製品開発

環境対応型及び省資源型素材の開発に引き続き注力するとともに、複合的な市場のニーズに合致する素材への集約も進め、差別化による競争力アップに努めます。

なお、開発に当たっては、業務提携先や外部研究機関等との協働も視野に入れて、素材開発のスピードアップを促進して参ります。

③ 営業体制の強化

地域ごとのお客様のニーズをいち早くキャッチし、マーケットニーズを先取りした製品開発態勢を一層充実させるため、新製品の企画・提案を含めた顧客対応の迅速化を図るとともに、拡販に向けた営業体制の強化を進めて参ります。

④ 生産体制の効率化

省資源の視点からの軽量化・薄肉化、歩留まり改善などの効率化を引き続き強力に推進して参ります。また、当社は既に全国に生産拠点を展開済みですが、地域ごとに生販バランスの見直しを進め「必要なものを、必要なときに、必要なだけ」効率的に生産する体制を構築し、製造原価の低減を図って参ります。

⑤ SCM体制の構築・強化

原材料等の調達から製品納入までの全体を通じ、顧客及び当社に最も適した業務運営が行われるよう営業・生産・物流等関連部門の連携強化を促すとともに、適正在庫水準の維持、物流の効率化・迅速化を促進して参ります。

⑥ 海外事業の強化

成長を続ける中国においても、国内のマーケティング手法や生産体制の導入を進めておりますが、マーケットの成長に合致した省力化・効率化設備等の導入とともに人材育成・技術伝承も進めるとともに、現地主導による改革も実践し、ビジネスチャンスを確実に取り込むべく推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
三菱商事(株)	百万円 204,446	% 55.62	新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業、ビジネスサービス、地球環境・インフラ事業等

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社との間には、重要な取引はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) 中央運輸	百万円 10	% 100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の運送
香港中央化学有限公司	百万円 10	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の販売
環菱中央化学管理有限公司	百万人民元 50	100	中国各現地法人の統括及び管理支援
海城中央化学有限公司	千米ドル 9,000	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売
北京雁栖中央化学有限公司	千米ドル 31,100	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売
上海中央化学有限公司	千米ドル 9,800	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売
無錫中央化学有限公司	千米ドル 11,100	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売
東莞中央化学有限公司	千米ドル 14,200	100	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売

(7) 主要な事業内容

当社グループはプラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社本社 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号

② 国内営業拠点

名 称	所 在 地
東京オフィス	東京都品川区大崎
北海道営業部	北海道札幌市白石区本通
東北営業部	宮城県仙台市若林区荒井
関東営業部	埼玉県鴻巣市宮地
中部営業部	愛知県岩倉市中央町
関西営業部	大阪府大阪市淀川区西中島
中国営業部	広島県広島市中区小町
九州営業部	福岡県福岡市東区多の津

(注) 1. 東京オフィスには、営業開発部、広域特販部、首都圏営業部、首都圏特販部を設置しております。
 2. 中部営業部には、中部営業部の他に中部特販部を設置しております。
 3. 関西営業部には、関西営業部の他に関西特販部を設置しております。
 4. 九州営業部には、九州営業部の他に九州特販部を設置しております。

③ 海外営業拠点

名 称	所 在 地
海城中央化学有限公司	中国 遼寧省
北京雁栖中央化学有限公司	中国 北京市
上海中央化学有限公司	中国 上海市
無錫中央化学有限公司	中国 江蘇省
東莞中央化学有限公司	中国 広東省
香港中央化学有限公司	中国 香港

④ 国内生産拠点

名 称	所 在 地
北海道工場	北海道美唄市日東町
東北工場	福島県田村市常葉町
鹿島工場	茨城県神栖市砂山
関東工場	埼玉県加須市麦倉
騎西工場	埼玉県加須市鴻荃
鴻巣工場	埼玉県鴻巣市宮地
山梨工場	山梨県南巨摩郡南部町
岡山工場	岡山県美作市北山
九州工場	大分県豊後大野市千歳町

⑤ 海外生産拠点

名 称	所 在 地
海城中央化学有限公司	中国 遼寧省
北京雁栖中央化学有限公司	中国 北京市
上海中央化学有限公司	中国 上海市
無錫中央化学有限公司	中国 江蘇省
東莞中央化学有限公司	中国 広東省

⑥ 海外子会社管理拠点

名 称	所 在 地
環菱中央化学管理有限公司	中国 上海市

⑦ 配送センター、物流子会社

名 称	所 在 地
北本配送センター	埼玉県北本市朝日
中部配送センター	岐阜県関市迫間
西日本ハブセンター	岡山県美作市竹田
福岡配送センター	福岡県糟屋郡粕屋町
(株) 中央運輸	岡山県美作市北山

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数	前期比増減数	前期従業員数
販売部門	340名	△15名	355名
製造部門	1,178名	△219名	1,397名
物流・管理・その他の部門	382名	△18名	400名
合 計	1,900名	△252名	2,152名

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

② 事業報告作成会社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数				平均年齢	平均勤続年数
	当 期	前 期	増 減	増 減 比		
男 子	名 964	名 976	名 △12	% △1.2	歳 42.6	年 ヶ月 17 3
女 子	179	154	25	16.2	38.0	11 1
合計又は平均	1,143	1,130	13	1.2	41.9	16 3

(注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 上記従業員数には、パート社員(123名)は含まれておりません。
3. 上記従業員数には、子会社等への出向者(18名)を含めております。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,162
(株) み ず ほ 銀 行	2,972
(株) 埼 玉 り そ な 銀 行	2,732
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,088
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	716
(株) 武 蔵 野 銀 行	691
(株) 群 馬 銀 行	691
(株) 足 利 銀 行	691
(株) 八 十 二 銀 行	681
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	614
農 林 中 央 金 庫	524
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	400
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300

(注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	21,040,000株
(3) 株主数	1,040名
(4) 大株主（株主上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 (株)	11,207,700株	55.62%
東 日 本 C T 共 栄 会	1,029,100株	5.10%
三 菱 商 事 パ ッ ケ ー ジ ン グ (株)	1,000,000株	4.96%
西 日 本 C T 共 栄 会	675,700株	3.35%
三 菱 ケ ミ カ ル (株)	662,000株	3.28%
(株) J S P	625,000株	3.10%
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	516,900株	2.56%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	369,200株	1.83%
青 木 達 也	266,500株	1.32%
P S ジ ャ パ ン (株)	236,000株	1.17%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式891,140株を控除して計算しております。
 2. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 和 也	社長執行役員	環菱中央化学管理有限公司 董事長 海城中央化学有限公司 董事長 北京雁栖中央化学有限公司 董事長 上海中央化学有限公司 董事長 無錫中央化学有限公司 董事長 東莞中央化学有限公司 董事長 香港中央化学有限公司 取締役
代 表 取 締 役	森 本 和 宣	専務執行役員 管理・内部統 制・中国事業・ コンプライア ンス担当(チーフ コンプライア ンスオフィサー) 管理本部長兼 総務人事部長	(株)中央運輸 取締役
取 締 役	中 井 正	専務執行役員 中国事業生産・ 技術担当	環菱中央化学管理有限公司 董事 海城中央化学有限公司 董事 北京雁栖中央化学有限公司 董事 上海中央化学有限公司 董事 無錫中央化学有限公司 董事 東莞中央化学有限公司 董事
取 締 役	近 藤 康 正	常務執行役員 成長戦略担当 兼マーケティング &セールス本 部 副本部長 特販担当 兼 オペレーション &ロジスティッ クス本部 調達 部長	RIKEN TECHNOS (JIANGSU) CORPORATION 董事
取 締 役	早 澤 幸 雄		三菱商事(株) 合成樹脂部長 興人フィルム&ケミカルズ(株) 取締役 三菱商事プラスチック(株) 取締役 DM COLOR MEXICANA SA DE CV Director TRI-PACK FILMS LIMITED Director
取 締 役	竹 内 修 身		三菱商事(株) 執行役員 石油化学品本部長 サウディ石油化学(株) 取締役 鹿島アロマティックス(株) 取締役 三菱商事プラスチック(株) 取締役 三菱商事ケミカル(株) 取締役
取 締 役	松 本 吉 雄		松本包装技術研究所 代表
常 勤 監 査 役	大 吉 正 人		—
監 査 役	山 口 吉 一		公認会計士

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
監 査 役	鳥 居 真 吾		三菱商事(株) 化学品グループ管理部長 明和産業(株) 取締役監査等委員 三菱商事プラスチック(株) 監査役 三菱商事アグリサービス(株) 監査役 三菱商事ケミカル(株) 監査役 三菱商事ライフサイエンス(株) 監査役 エムシー・ファーティコム(株) 監査役
監 査 役	中 村 竜 一		弁護士

- (注) 1. 取締役松本吉雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口吉一氏及び中村竜一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役松本吉雄氏、監査役山口吉一氏及び中村竜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
4. 取締役松本吉雄氏は、長年にわたり包装容器業界において企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い知見を有しております。
5. 監査役山口吉一氏は、公認会計士として活動しており、財務及び会計に関する専門知識を有しております。
6. 監査役中村竜一氏は、弁護士として活動しており、法律等に関する豊富な経験と専門知識を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成29年6月29日開催の第57回定時株主総会において、早澤幸雄氏、竹内修身氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 退任

平成29年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役藤木洋氏、取締役杉岡伸也氏は退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位の異動

該当事項はありません。

④ 当事業年度中の取締役の担当の異動

地 位	氏 名	異動年月日	異動後の担当	異動前の担当
代 表 取 締 役	森 本 和 宣	平成29年9月1日	専務執行役員 管理・内部統制・中国事業・コンプライアンス担当 (チーフコンプライアンスオフィサー) 管理本部長 兼 総務人事部長	専務執行役員 管理・内部統制・中国事業・コンプライアンス担当 (チーフコンプライアンスオフィサー) 管理本部長
取 締 役	中 井 正	平成29年9月27日	専務執行役員 中国事業生産・技術担当	専務執行役員 生産・技術・品質保証担当

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該兼職先との関係
松本吉雄	松本包装技術研究所 代表	
山口吉一	公認会計士	
中村竜一	弁護士	

(注) 「当社と当該兼職先との関係」に記載のない兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会及び監査役会への出席状況及び発言の状況
社外取締役	松本吉雄	当事業年度に開催された取締役会には、14回全てに出席し、包装容器業界において企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い知見に基づき、社外取締役として広範かつ高度な視点から、独自の立場において客観的観点から、適宜発言を行っております。
社外監査役	山口吉一	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、監査役会には14回全てに出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的観点から適宜発言を行っております。
	中村竜一	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、監査役会には14回全てに出席し、主に弁護士として培った豊富な経験・知見に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的観点から適宜発言を行っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員(名)	報酬額(百万円)
取締役	4	64
監査役	4	17
計	8	81

(注) 1. 上記のうち社外取締役に対する報酬額は、1名3百万円です。
 2. 上記のうち社外監査役に対する報酬額は、2名5百万円です。
 3. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金9百万円(取締役8百万円、監査役0百万円)を含めております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの資料入手や報告聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討のうえ、妥当と判断しております。会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が10百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由の場合、又はその他の事由により会計監査人として適正な職務遂行が困難であると認められる場合、当該会計監査人を解任又は不再任とする決定を行う方針です。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会にて、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり決議しております。

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他関係規程の定めるところにより、経営上の重要な事項について決定あるいは承認するとともに、取締役の職務執行を相互に監督する。
 - 2) 法令、定款、社内規程及び社会倫理の遵守に取り組む基本姿勢を明確にした「コンプライアンス基本方針」とその具体的な行動規範を示した「企業行動基準」の周知徹底を図り、企業価値の向上を図る。
 - 3) 取締役会で選任されたコンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス推進委員会により、全社のコンプライアンス体制の維持・向上を図り、取締役及び使用人に対する啓蒙・教育を行う。
 - 4) 内部通報に関する規程に基づく内部通報制度と、お取引先様通報制度の活用を推進し、法令、社内規程及び社会倫理に反する行為等の早期発見と是正に努める。
 - 5) コンプライアンス基本方針、企業行動基準において宣言したとおり、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関わりを持たず、毅然とした態度で臨むことを堅持する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書規程等に従い、適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスクマネジメント規程に基づいたリスク管理体制を構築する。
 - 2) 不測の事態等が発生した場合は、危機管理規程に基づき、緊急対策会議を開催し緊急対策本部を設置する等迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - 2) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - 3) 取締役会を補完する機能として、社長室会を原則月2回開催し、経営上基本的又は重要事項を審議・決議する。また、執行役員会を原則月2回開催し、経営上の重要事項を討議する。この社長室会及び執行役員会の運用により、重要決定事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 国内の子会社については、関係会社管理規程に基づき、中国の子会社については、関係会社管理規程及び中国現地法人運営規程に基づき、子会社の自主性を尊重しながら重要な事項について報告を受け等、常に密接な連携を保持し、子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、内部統制システムの整備を行う。
 - 2) 子会社に対し、監査室による内部監査を実施し、その業務の適正を確保する。
 - 3) 子会社の取締役、監査役、董事長、董事、監事に当社の取締役等を必要に応じ派遣する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役が職務を補助すべき使用人について監査役から求められた場合には、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から選任する。
 - 2) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会が有する。
 - 3) 監査役を補助する使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役及び監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人等が監査役へ報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与えるおそれのある重要な事項や、違法あるいは不正な行為を発見したときは、ただちに監査役に報告する体制とする。
また、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、使用人及び監査役に対して報告を求めることができるものとする。
 - 2) 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役が取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社各部門における業務執行の監査を行い、取締役会その他、社長室会、執行役員会、営業に関する会議、生産に関する会議等の経営に関する主要な会議に出席して、監査が実効的に行われることを確保する。また、監査室との連携も図る。
 - 2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - 3) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を講じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を14回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上重要な事項について、迅速かつ適切な報告と意思決定を行いました。また、取締役職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
また、取締役会への出席及び社長室会並びに執行役員会その他の重要会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査室並びに内部統制推進室との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しました。
- ③ コンプライアンス推進委員会を2回開催し、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育の実施状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況についてのレビューを行いました。
また、使用人に対するコンプライアンスに関する各種教育を定期的に行いました。
- ④ 当社及び子会社から報告された事業リスク等についてレビューを実施し、諸規程並びに対応マニュアルの整備及び業務改善を実施する等、管理体制の見直しに取り組みました。
- ⑤ 内部監査計画に基づき対象全部門から月次レベルで「自己点検チェックシート」を回収し、履行状況を分析すると共にその確認のための往査を実施しました。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益の状況に応じた配当を行うことを基本方針とし、安定的な配当の維持、将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等を考慮しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期純損失を計上するに至りましたので、誠に遺憾ではございますが見送りとさせていただきます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部              |               |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>21,085</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>26,970</b> |
| 現金及び預金          | 2,110         | 支払手形及び買掛金            | 8,617         |
| 受取手形及び売掛金       | 9,025         | 電子記録債務               | 2,148         |
| 商品及び製品          | 5,398         | 短期借入金                | 9,000         |
| 仕掛品             | 817           | 1年内返済予定の長期借入金        | 1,834         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,551         | リース債務                | 1,476         |
| 繰延税金資産          | 6             | 未払金                  | 2,488         |
| その他             | 2,180         | 未払法人税等               | 72            |
| 貸倒引当金           | △5            | 未払消費税等               | 261           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>19,208</b> | 賞与引当金                | 153           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,185</b> | 海外事業等再編引当金           | 32            |
| 建物及び構築物         | 5,531         | 資産除去債務               | 11            |
| 機械装置及び運搬具       | 3,550         | その他                  | 874           |
| 土地              | 4,329         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>10,340</b> |
| リース資産           | 3,914         | 長期借入金                | 5,434         |
| 建設仮勘定           | 221           | リース債務                | 3,099         |
| その他             | 637           | 退職給付に係る負債            | 1,152         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>465</b>    | 役員退職慰労引当金            | 58            |
| リース資産           | 29            | 債務保証損失引当金            | 14            |
| その他             | 436           | 資産除去債務               | 8             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>556</b>    | その他                  | 574           |
| 投資有価証券          | 268           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>37,311</b> |
| 長期貸付金           | 146           | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 破産更生債権等         | 3             | 株主資本                 | 2,863         |
| 繰延税金資産          | 71            | 資本金                  | 6,212         |
| その他             | 251           | 資本剰余金                | 5,787         |
| 貸倒引当金           | △185          | 利益剰余金                | △7,966        |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>40,293</b> | 自己株式                 | △1,169        |
|                 |               | その他の包括利益累計額          | 118           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金         | 49            |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益              | △4            |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額         | △562          |
|                 |               | 為替換算調整勘定             | 635           |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,982</b>  |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>40,293</b> |

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金     | 額      |
|--------------------|-------|--------|
| 売上高                |       | 57,774 |
| 売上原価               |       | 45,803 |
| 売上総利益              |       | 11,971 |
| 販売費及び一般管理費         |       | 13,692 |
| 営業損失(△)            |       | △1,721 |
| 営業外収益              |       |        |
| 受取利息               | 15    |        |
| 受取配当金              | 11    |        |
| 為替差益               | 144   |        |
| 受取貸料               | 50    |        |
| その他                | 157   | 377    |
| 営業外費用              |       |        |
| 支払利息               | 252   |        |
| 売却損                | 41    |        |
| 売却引当               | 50    |        |
| 持分による投資損失          | 39    |        |
| その他                | 70    | 454    |
| 経常損失(△)            |       | △1,797 |
| 特別利益               |       |        |
| 固定資産売却益            | 1     | 1      |
| 特別損失               |       |        |
| 固定資産除売却損           | 7     |        |
| 減損損失               | 2,397 |        |
| 構造改革費用             | 610   |        |
| 海外事業等再編費用          | 432   | 3,447  |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |       | △5,243 |
| 法人税、住民税及び事業税       | 111   |        |
| 法人税等調整額            | △4    | 106    |
| 当期純損失(△)           |       | △5,350 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |       | △5,350 |

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

|                                | 株 主 資 本 |       |        |        |             | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |              |                      |              |                       |        | 純資産<br>合 計 |
|--------------------------------|---------|-------|--------|--------|-------------|------------------------|--------------|----------------------|--------------|-----------------------|--------|------------|
|                                | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ハッジ<br>損 益 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |            |
| 平成29年4月1日残高                    | 6,212   | 5,787 | △2,679 | △1,169 | 8,151       | 47                     | △4           | △731                 | 546          | △142                  | 8,009  |            |
| 連結会計年度中の変動額                    |         |       |        |        |             |                        |              |                      |              |                       |        |            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)        | —       | —     | △5,350 | —      | △5,350      | —                      | —            | —                    | —            | —                     | △5,350 |            |
| 連結子会社の増加に伴う増加                  | —       | —     | 63     | —      | 63          | —                      | —            | —                    | —            | —                     | 63     |            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | —       | —     | —      | —      | —           | 1                      | △0           | 169                  | 89           | 260                   | 260    |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | —       | —     | △5,287 | —      | △5,287      | 1                      | △0           | 169                  | 89           | 260                   | △5,026 |            |
| 平成30年3月31日残高                   | 6,212   | 5,787 | △7,966 | △1,169 | 2,863       | 49                     | △4           | △562                 | 635          | 118                   | 2,982  |            |

## I. 継続企業の前提に関する注記

当連結会計年度末において、次の理由により、当社グループについて継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

- 当連結会計年度において、大幅に業績が悪化し、営業損失1,721百万円、経常損失1,797百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,350百万円を計上したこと。
- 経常利益及び純資産について、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触したこと。

当社グループは、このような事象又は状況を改善すべく、選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画を策定し、同計画をもとに親会社及び取引金融機関への支援継続の要請を行っております。

財務制限条項へ抵触することが見込まれる状況で、平成30年3月30日に返済期限が到来したタームローンについて短期間であるものの借換が実行されたことから、当社グループといたしましては、取引金融機関から一定の理解は頂いているものと考えておりますが、財務的な支援について取引金融機関の最終的な合意が得られていないことから、現時点においては継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## II. 連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

海城中央化学有限公司、北京雁栖中央化学有限公司、上海中央化学有限公司、無錫中央化学有限公司、東莞中央化学有限公司、環菱中央化学管理有限公司、香港中央化学有限公司、(株)中央運輸

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

A P E Tウエスト(株)

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 連結子会社名       | 決算日    |
|--------------|--------|
| 海城中央化学有限公司   | 12月31日 |
| 北京雁栖中央化学有限公司 | 12月31日 |
| 上海中央化学有限公司   | 12月31日 |
| 無錫中央化学有限公司   | 12月31日 |
| 東莞中央化学有限公司   | 12月31日 |
| 環菱中央化学管理有限公司 | 12月31日 |
| 香港中央化学有限公司   | 12月31日 |

上記の連結子会社においては、連結決算日現在で、本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

###### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### a. 商品

当社及び国内連結子会社では、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。また、中国連結子会社では総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

###### b. 製品・原材料・仕掛品

当社及び国内連結子会社では、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。ただし、販売用製造機械については個別法による原価法を採用しております。また、中国連結子会社では総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

###### c. 貯蔵品

当社及び国内連結子会社では、最終仕入原価法を採用しております。また、中国連結子会社では総平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定額法によっております。

また、中国連結子会社では、所在地国の会計原則に基づき、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 4～47年

機械装置及び運搬具………… 2～14年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社では、定額法を採用しております（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法）。

また、中国連結子会社では、所在地国の会計原則に基づき、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### ④ 長期前払費用

均等償却をしております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社では、債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、中国連結子会社では貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
当社及び国内連結子会社では、役員退職慰労金の支払に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 海外事業等再編引当金  
中国連結子会社の海外事業等再編に伴う費用・損失に備えるため、今後発生が見込まれる金額を計上しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金  
債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準  
当社及び国内連結子会社の外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、中国連結子会社の資産・負債及び収益・費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の基準
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- |         |           |
|---------|-----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)   |
| 為替予約    | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ  | 長期借入金     |
- ③ ヘッジ方針  
当社は、財務担当部門の管理の下に、外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することが出来るため、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。
- (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

#### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、支払手形及び買掛金に含めておりました「電子記録債務」（前連結会計年度1,864百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 464百万円 |
| 土地      | 223百万円 |
| 計       | 688百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 155百万円   |
| 長期借入金         | 1,085百万円 |

- 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 45,162百万円
- 受取手形割引高 4,364百万円

#### 5. 期末日満期手形の処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が、当連結会計年度末残高に含まれております。

|        |          |
|--------|----------|
| 受取手形   | 1百万円     |
| 支払手形   | 32百万円    |
| 電子記録債務 | 339百万円   |
| 割引手形   | 1,410百万円 |

#### 6. 圧縮記帳

取得価額から控除されている国庫補助金等

|           |        |
|-----------|--------|
| 土地        | 233百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1百万円   |

#### 7. 財務制限条項

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）をエージェントとするシンジケートローン契約（参加行10行、返済期限平成33年1月28日、当連結会計年度末借入金残高1,240百万円）及びコミットメントライン契約（参加行10行、返済期限平成30年9月28日、当連結会計年度末借入金残高5,000百万円）を締結しております。当該契約には財務制限条項が付されており、連結経常利益基準及び連結純資産基準に抵触しましたが、取引金融機関への支援継続の要請を行っております。

### Ⅴ. 連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 構造改革費用

新中期経営計画に伴う構造改革のための費用を計上しており、その内訳は以下の通りであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 減損損失      | 545百万円 |
| 早期退職特別加算金 | 56百万円  |
| 再就職支援費用   | 8百万円   |

#### 3. 海外事業等再編費用

中国事業の再編に伴う費用を計上しており、その内訳は以下の通りであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 減損損失     | 149百万円 |
| 従業員経済補償金 | 283百万円 |

## 4. 減損損失

当社グループは以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所                           | 用 途     | 種 類                        | 減損損失<br>(百万円) |
|-------------------------------|---------|----------------------------|---------------|
| 中央化学(株)北海道工場<br>(北海道美唄市)      | 生産設備    | リース資産                      | 3             |
| 中央化学(株)関東工場<br>(埼玉県加須市)       | 生産設備等   | 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産 | 800           |
| 中央化学(株)鹿島工場<br>(茨城県神栖市)       | 生産設備等   | 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、リース資産他   | 387           |
| 中央化学(株)鴻巣工場他<br>(埼玉県鴻巣市他)     | 生産設備等   | 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、リース資産他   | 157           |
| 中央化学(株)山梨工場他<br>(山梨県南巨摩郡南部町他) | 遊休資産    | 土地                         | 57            |
| 中央化学(株)本社<br>(埼玉県鴻巣市)         | 新基幹システム | その他無形固定資産                  | 1,536         |
| 北京雁栖中央化学有限公司<br>(中国北京市)       | 生産設備等   | 機械装置及び運搬具他                 | 9             |
| 上海中央化学有限公司<br>(中国上海市)         | 生産設備等   | 機械装置及び運搬具他                 | 140           |

当社グループは、管理会計上の事業所区分をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。当連結会計年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ、及び使用見込みのなくなった資産並びに開発の中断に伴い当初想定していた費用削減効果が確実には見込めなくなった新基幹システムについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち2,397百万円は減損損失として計上し、545百万円は構造改革費用、149百万円は海外事業等再編費用として計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額及び使用価値より測定しており、正味売却価額は土地、建物については不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額に基づき評価し、それ以外の資産については売却見込額から処分費用見込額を控除し、売却や他への転用が困難な資産については、零で評価しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを8.83%で割り引いて算定しております。

(内訳)

|             |        |
|-------------|--------|
| 関東工場        | 800百万円 |
| (内、建物及び構築物) | 243    |
| 機械装置及び運搬具   | 242    |
| 土地          | 97     |
| リース資産       | 218)   |
| 鹿島工場        | 387百万円 |
| (内、建物及び構築物) | 216    |
| 機械装置及び運搬具   | 55     |
| リース資産       | 105    |
| その他有形固定資産   | 8      |
| その他無形固定資産   | 1)     |

|               |        |
|---------------|--------|
| 鴻巣工場他         | 157百万円 |
| (内、建物及び構築物)   | 65     |
| 機械装置及び運搬具     | 53     |
| リース資産         | 38     |
| 其他有形固定資産      | 0)     |
| 北京雁栖中央化学有限公司  | 9百万円   |
| (内、機械装置及び運搬具) | 0      |
| 其他有形固定資産      | 8)     |
| 上海中央化学有限公司    | 140百万円 |
| (内、機械装置及び運搬具) | 107    |
| 其他有形固定資産      | 32)    |

## VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|          | 当連結会計年度期首  | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結会計年度末   |
|----------|------------|---|---|---|---|------------|
| 発行済株式    |            |   |   |   |   |            |
| 普通株式 (株) | 21,040,000 |   | — |   | — | 21,040,000 |
| 自己株式     |            |   |   |   |   |            |
| 普通株式 (株) | 891,140    |   | — |   | — | 891,140    |

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び買掛金・電子記録債務・未払金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っており、保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。その執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、当社は、毎月及び、必要に応じ資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

|                       | 連結貸借対照表計上額  | 時 価   | 差 額 |
|-----------------------|-------------|-------|-----|
| (1) 現金及び預金            | 2,110       | 2,110 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 9,025       | 9,025 | —   |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 197         | 197   | —   |
| (4) 長期貸付金<br>貸倒引当金    | 146<br>△146 |       |     |
|                       | —           | —     | —   |
| (5) 破産更生債権等<br>貸倒引当金  | 3<br>△3     |       |     |
|                       | —           | —     | —   |
| (6) 支払手形及び買掛金         | 8,617       | 8,617 | —   |
| (7) 電子記録債務            | 2,148       | 2,148 | —   |
| (8) 未払金               | 2,488       | 2,488 | —   |
| (9) 未払法人税等            | 72          | 72    | —   |
| (10) 未払消費税等           | 261         | 261   | —   |
| (11) 短期借入金            | 9,000       | 9,000 | —   |
| (12) 長期借入金（*1）        | 7,268       | 7,246 | △21 |
| (13) リース債務（*2）        | 4,575       | 4,587 | 11  |
| (14) デリバティブ取引（*3）     | 17          | 17    | —   |

（\*1）長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

（\*2）リース債務は、流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算しております。

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権は担保及び回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 未払金、(9) 未払法人税等、(10)未払消費税等及び(11)短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12)長期借入金及び(13)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には1年以内返済予定の金額を含めて記載しております。

(14)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分       | デリバティブ取引の種類         | 契 約 額 等 |       | 時 価 | 評価損益 |
|-----------|---------------------|---------|-------|-----|------|
|           |                     |         | うち1年超 |     |      |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,281   | —     | 25  | 25   |
|           | 買建<br>米ドル           | 213     | —     | △1  | △1   |
| 合 計       |                     | 1,494   | —     | 23  | 23   |

(注) 時価の算定方法：取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法       | デリバティブ取引の種類等                         | 主なヘッジ対象 | 契約額等  |       | 時価  | 当該時価の算定方法                      |
|----------------|--------------------------------------|---------|-------|-------|-----|--------------------------------|
|                |                                      |         |       | うち1年超 |     |                                |
| 原則的<br>処理方法    | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル                  | 買掛金     | 520   | —     | △4  | 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。 |
|                | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル                  | 売掛金     | 14    | —     | 0   |                                |
| 為替予約等の<br>振当処理 | 買建<br>米ドル                            | 買掛金     | 129   | —     | △2  | 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。 |
|                | 金利スワップの特例処理<br>金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 1,615 | —     | (※) |                                |
| 合 計            |                                      |         | 2,278 | —     | △6  |                                |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。(上記(12)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 71         |

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：百万円)

|           | 1年以内   | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 現金及び預金    | 2,110  | —       | —       | —       | —       | —   |
| 受取手形及び売掛金 | 9,025  | —       | —       | —       | —       | —   |
| 合 計       | 11,136 | —       | —       | —       | —       | —   |

(注4) 長期借入金及びリース債務の返済予定額

長期借入金及びリース債務の連結決算日後における返済予定額（1年超）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|       | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 長期借入金 | 2,129   | 2,375   | 820     | 110     | —   |
| リース債務 | 1,112   | 765     | 391     | 265     | 564 |

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

| 種                          | 類    | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差  | 額 |
|----------------------------|------|------|------------|----|---|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | ①株式  | 125  | 197        | 71 |   |
|                            | ②株券  | —    | —          | —  |   |
|                            | ③その他 | —    | —          | —  |   |
|                            | 小計   | 125  | 197        | 71 |   |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | ①株式  | —    | —          | —  |   |
|                            | ②債券  | —    | —          | —  |   |
|                            | ③その他 | —    | —          | —  |   |
|                            | 小計   | —    | —          | —  |   |
| 合計                         |      | 125  | 197        | 71 |   |

(注) 表中の取得原価は、減損処理後の帳簿価額であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額              | 148円03銭     |
| 1株当たり当期純損失             | 265円57銭     |
| ※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎    |             |
| 親会社株主に帰属する当期純損失        | 5,350百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額           | —百万円        |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 | 5,350百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数           | 20,148,860株 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、資格等級と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度（すべて非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

|                                                                                      |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 退職給付債務の期首残高                                                                          | 5,430  |
| 勤務費用                                                                                 | 328    |
| 利息費用                                                                                 | 27     |
| 数理計算上の差異の発生額                                                                         | △9     |
| 退職給付の支払額                                                                             | △356   |
| 退職給付債務の期末残高                                                                          | 5,420  |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                                               |        |
| 年金資産の期首残高                                                                            | 4,161  |
| 期待運用収益                                                                               | 83     |
| 数理計算上の差異の発生額                                                                         | △37    |
| 事業主からの拠出額                                                                            | 414    |
| 退職給付の支払額                                                                             | △353   |
| 年金資産の期末残高                                                                            | 4,268  |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表                          |        |
| 積立型制度の退職給付債務                                                                         | 5,412  |
| 年金資産                                                                                 | △4,268 |
|                                                                                      | 1,143  |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                                        | 8      |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額                                                                | 1,152  |
|                                                                                      |        |
| 退職給付に係る負債                                                                            | 1,152  |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額                                                                | 1,152  |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額                                                                |        |
| 勤務費用                                                                                 | 328    |
| 利息費用                                                                                 | 27     |
| 期待運用収益                                                                               | △83    |
| 数理計算上の差異の費用処理額                                                                       | 197    |
| 確定給付制度に係る退職給付費用                                                                      | 469    |
| (5) 退職給付に係る調整累計額                                                                     |        |
| 退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。                                           |        |
| 未認識数理計算上の差異                                                                          | 562    |
| 合計                                                                                   | 562    |
| (6) 年金資産に関する事項                                                                       |        |
| ① 年金資産の主な内訳                                                                          |        |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。                                                      |        |
| 一般勘定                                                                                 | 91%    |
| その他                                                                                  | 9%     |
| 合計                                                                                   | 100%   |
| ② 長期期待運用収益率の設定方法                                                                     |        |
| 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 |        |
| (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項                                                                 |        |
| 当連結会計年度における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）                                              |        |
| 割引率                                                                                  | 0.5%   |
| 長期期待運用収益率                                                                            | 2%     |
| なお、退職給付債務の計算にあたってはポイント制を採用しているため、予想昇給率は使用しておりません。                                    |        |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

中央化学株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央化学株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業的前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において5,350百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触したこと等により、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 損益計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 50,746 |
| 売上原価         | 40,058 |
| 販売費及び一般管理費   | 10,688 |
| 営業外損失        | 12,196 |
| 営業利益         | △1,508 |
| 受取利息         | 50     |
| 受取配当金        | 19     |
| 受取賃料         | 50     |
| 仕入割引         | 1      |
| その他          | 97     |
| 営業外費用        | 219    |
| 支払利息         | 244    |
| 売却損          | 41     |
| 売却割引         | 50     |
| 売却差損         | 44     |
| その他          | 33     |
| 経常損失         | 414    |
| 特別利益         | △1,704 |
| 特別損失         | 0      |
| 固定資産売却益      | 0      |
| 固定資産除売却損失    | 7      |
| 減損損失         | 2,397  |
| 構造改善費用       | 610    |
| 特別損失         | 3,014  |
| 税引前当期純損失     | △4,719 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 48     |
| 法人税等調整額      | △0     |
| 当期純損失        | 47     |
|              | △4,767 |

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |              |                       |                     |                    |                     |                     |            | 評価・換算差額等          |                                      |                 | 純資産<br>合 計 |                              |
|-----------------------------|---------|--------------|-----------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------|-------------------|--------------------------------------|-----------------|------------|------------------------------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |                       |                     | 利 益 剰 余 金          |                     |                     | 自 己<br>株 式 | 株 主<br>資 本<br>合 計 | その<br>他有<br>価 証<br>券 評<br>価<br>差 額 金 | 繰 上<br>償 還<br>益 |            | 評 価 ・<br>換 算<br>差 額 等<br>合 計 |
|                             |         | 資 本<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本<br>剰 余 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 土 地<br>圧 縮<br>積 立 金 | 繰 越<br>利 益<br>剰 余 金 |            |                   |                                      |                 |            |                              |
| 平成29年4月1日残高                 | 6,212   | 4,675        | 1,111                 | 5,787               | 17                 | △3,043              | △3,025              | △1,169     | 7,804             | 47                                   | △4              | 43         | 7,848                        |
| 事業年度中の変動額                   |         |              |                       |                     |                    |                     |                     |            |                   |                                      |                 |            |                              |
| 当期純損失 (△)                   | —       | —            | —                     | —                   | —                  | △4,767              | △4,767              | —          | △4,767            | —                                    | —               | —          | △4,767                       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | —       | —            | —                     | —                   | —                  | —                   | —                   | —          | —                 | 1                                    | 0               | 1          | 1                            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —            | —                     | —                   | —                  | △4,767              | △4,767              | —          | △4,767            | 1                                    | 0               | 1          | △4,765                       |
| 平成30年3月31日残高                | 6,212   | 4,675        | 1,111                 | 5,787               | 17                 | △7,810              | △7,793              | △1,169     | 3,037             | 49                                   | △4              | 45         | 3,082                        |

## I. 継続企業の前提に関する注記

当事業年度末において、次の理由により、当社について継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

- 当事業年度において、大幅に業績が悪化し、営業損失1,508百万円、経常損失1,704百万円、当期純損失4,767百万円を計上したこと。
- 連結計算書類における経常利益及び純資産について、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触したこと。

当社は、このような事象又は状況を改善すべく、選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画を策定し、同計画をもとに親会社及び取引金融機関への支援継続の要請を行っております。

財務制限条項へ抵触することが見込まれる状況で、平成30年3月30日に返済期限が到来したタームローンについて短期間であるものの借換が実行されたことから、当社といたしましては、取引金融機関から一定の理解は頂いているものと考えておりますが、財務的な支援について取引金融機関の最終的な合意が得られていないことから、現時点においては継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

#### (3) たな卸資産

- ① 商品・製品・原材料・仕掛品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
ただし製品・原材料・仕掛品中の販売用製造機械については個別法による原価法
- ② 貯蔵品  
最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 4～47年 |
| 機械及び装置 | 8～14年 |

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用  
均等償却をしております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、臨時従業員については、臨時従業員の退職金の支出に備えるため、「退職金規程」に基づく自己都合による期末要支給額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支払に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金  
債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

### 4. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

当社の外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 

|         |           |
|---------|-----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)   |
| 為替予約    | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ  | 長期借入金     |
- (3) ヘッジ方針  
当社は、財務担当部門の管理の下に、外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することが出来るため、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

#### 貸借対照表

前事業年度において、支払手形に含めておりました「電子記録債務」(前事業年度 1,864百万円)は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|    |        |
|----|--------|
| 建物 | 464百万円 |
| 土地 | 223百万円 |
| 計  | 688百万円 |

(2) 担保に係る債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 155百万円   |
| 長期借入金         | 1,085百万円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 37,229百万円  
4. 関係会社に対する短期金銭債権 218百万円  
5. 関係会社に対する長期金銭債権 1,673百万円  
6. 関係会社に対する短期金銭債務 506百万円  
7. 受取手形割引高 4,364百万円  
8. 期末日満期手形の処理

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が、当事業年度末残高に含まれております。

|        |          |
|--------|----------|
| 受取手形   | 1百万円     |
| 支払手形   | 32百万円    |
| 電子記録債務 | 339百万円   |
| 割引手形   | 1,410百万円 |

9. 固定資産の投資その他の資産に表示しているその他には、送金規制を受けているものが、157百万円含まれております。  
10. 圧縮記帳  
取得価額から控除されている国庫補助金等  
土地 233百万円

11. 財務制限条項

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)をエージェントとするシンジケートローン契約(参加行10行、返済期限平成33年1月28日、当事業年度末借入金残高1,240百万円)及びコミットメントライン契約(参加行10行、返済期限平成30年9月28日、当事業年度末借入金残高5,000百万円)を締結しております。当該契約には財務制限条項が付されており、連結経常利益基準及び連結純資産基準に抵触しましたが、取引金融機関への支援継続の要請を行っております。

## V. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

(営業取引)

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 207百万円   |
| 仕入高        | 2,219百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 956百万円   |
| 製造経費       | 617百万円   |

(営業取引以外の取引)

|       |       |
|-------|-------|
| 営業外収益 | 64百万円 |
| 営業外費用 | 0百万円  |

3. 構造改革費用

新中期経営計画に伴う構造改革のための費用を計上しており、その内訳は以下の通りであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 減損損失      | 545百万円 |
| 早期退職特別加算金 | 56百万円  |
| 再就職支援費用   | 8百万円   |

4. 減損損失

当社は以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所                           | 用 途     | 種 類                        | 減損損失<br>(百万円) |
|-------------------------------|---------|----------------------------|---------------|
| 中央化学(株)北海道工場<br>(北海道美唄市)      | 生産設備    | リース資産                      | 3             |
| 中央化学(株)関東工場<br>(埼玉県加須市)       | 生産設備等   | 建物、構築物、機械及び装置、土地、リース<br>資産 | 800           |
| 中央化学(株)鹿島工場<br>(茨城県神栖市)       | 生産設備等   | 建物、構築物、機械及び装置、リース資産        | 387           |
| 中央化学(株)鴻巣工場他<br>(埼玉県鴻巣市他)     | 生産設備等   | 建物、構築物、機械及び装置、リース資産        | 157           |
| 中央化学(株)山梨工場他<br>(山梨県南巨摩郡南部町他) | 遊休資産    | 土地                         | 57            |
| 中央化学(株)本社<br>(埼玉県鴻巣市)         | 新基幹システム | その他無形固定資産                  | 1,536         |

当社は、管理会計上の事業所区分をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ、及び使用見込みのなくなった資産並びに開発の中断に伴い当初想定していた費用削減効果が確実には見込めなくなった新基幹システムについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち2,397百万円は減損損失として計上し、545百万円は構造改革費用として計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額及び使用価値より測定しており、正味売却価額は土地、建物については不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額に基づき評価し、それ以外の資産については売却見込額から処分費用見込額を控除し、売却や他への転用が困難な資産については、零で評価しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを8.83%で割り引いて算定しております。

|          |        |  |
|----------|--------|--|
| (内訳)     |        |  |
| 関東工場     | 800百万円 |  |
| (内、建物)   | 229    |  |
| 構築物      | 13     |  |
| 機械及び装置   | 242    |  |
| 土地       | 97     |  |
| リース資産    | 218)   |  |
| 鹿島工場     | 387百万円 |  |
| (内、建物)   | 208    |  |
| 構築物      | 8      |  |
| 機械及び装置   | 55     |  |
| リース資産    | 105    |  |
| 工具・器具・備品 | 8      |  |
| ソフトウェア   | 1)     |  |
| 鴻巣工場他    | 157百万円 |  |
| (内、建物)   | 63     |  |
| 構築物      | 2      |  |
| 機械及び装置   | 53     |  |
| リース資産    | 38     |  |
| 工具・器具・備品 | 0)     |  |

#### VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末  |
|---------|---------|---|---|---|---|---------|
| 普通株式(株) | 891,140 |   | — |   | — | 891,140 |

## Ⅶ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

| (繰延税金資産)     | (単位：百万円) |
|--------------|----------|
| たな卸資産評価損     | 149      |
| 貸倒引当金        | 93       |
| 未払事業税        | 16       |
| 退職給付引当金      | 186      |
| 海外投資等損失引当金   | 205      |
| 減損損失         | 946      |
| 役員退職慰労引当金    | 17       |
| 債務保証損失引当金    | 4        |
| 関係会社出資金評価損   | 2,073    |
| 出資金評価損       | 33       |
| 繰越欠損金        | 6,764    |
| その他          | 304      |
| 繰延税金資産小計     | 10,797   |
| 評価性引当額       | △10,797  |
| 繰延税金資産合計     | —        |
| <br>(繰延税金負債) |          |
| 土地圧縮積立金      | △7       |
| その他有価証券評価差額金 | △21      |
| その他          | △0       |
| 繰延税金負債合計     | △30      |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の原因となった主な項目別の内訳

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 法定実効税率            | 30.69%  |
| (調整)              |         |
| 交際費等損金不算入         | △0.14%  |
| 住民税均等割            | △0.86%  |
| 受取配当金益金不算入        | 0.06%   |
| 過年度法人税等           | △0.07%  |
| 評価性引当額の増減         | △30.22% |
| その他               | △0.48%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △1.02%  |

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

## 1. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

三菱商事株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                        | 取引の内容       | 取引金額 | 科目             | 期末残高  |
|-----|------------|----------------|----------------------------------|-------------|------|----------------|-------|
| 子会社 | 海城中央化学有限公司 | 所有直接<br>100%   | 役員の兼任<br>資金の援助<br>当社製品の<br>販売・購入 | 原材料の仕入(注1)  | 709  | 買掛金            | 160   |
|     |            |                |                                  | 原材料等の販売(注2) | 14   | 売掛金及び<br>長期売掛金 | 1,236 |
|     |            |                |                                  | 資金の貸付(注3)   | 139  | 短期貸付金          | 139   |
|     |            |                |                                  | 利息の受取(注3)   | 8    | 未収収益           | 2     |
| 子会社 | 上海中央化学有限公司 | 所有直接<br>100%   | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売・購入          | 製品の仕入(注1)   | 18   | 買掛金            | 2     |
|     |            |                |                                  | 原材料等の販売(注2) | 0    | 売掛金及び<br>長期売掛金 | 100   |
| 子会社 | 無錫中央化学有限公司 | 所有直接<br>100%   | 役員の兼任<br>資金の援助<br>当社製品の<br>販売・購入 | 製品の仕入(注1)   | 324  | 買掛金            | —     |
|     |            |                |                                  | 原材料等の販売(注2) | 31   | 売掛金及び<br>長期売掛金 | 6     |
|     |            |                |                                  | 資金の貸付(注3)   | 663  | 短期貸付金          | 663   |
|     |            |                |                                  | 利息の受取(注3)   | 18   | 未収収益           | 9     |
| 子会社 | 東莞中央化学有限公司 | 所有直接<br>100%   | 役員の兼任<br>資金の援助<br>当社製品の<br>販売・購入 | 製品の仕入(注1)   | 90   | 買掛金            | 10    |
|     |            |                |                                  | 原材料等の販売(注2) | 113  | 売掛金及び<br>長期売掛金 | 287   |
|     |            |                |                                  | 資金の貸付(注3)   | 534  | 短期貸付金          | 534   |
|     |            |                |                                  | 利息の受取(注3)   | 18   | 未収収益           | 15    |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 原材料及び製品の購入等については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。

(注2) 原材料及び食品包装資材の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 貸付金については、市場金利を勘案し決定しており、貸付条件は期間1年、一括返済としております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 属性      | 会社等の名称          | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                  | 取引金額  | 科目            | 期末残高  |
|---------|-----------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------|---------------|-------|
| 親会社の子会社 | 三菱商事パッケージング株式会社 | (被所有)<br>直接<br>4.96%   | 製品等の販売<br>及び原材料等の<br>購入 | 食品包装容器<br>等の販売<br>(注1) | 6,462 | 受取手形及び<br>売掛金 | 768   |
|         |                 |                        |                         | 原材料等の<br>仕入(注2)        | 3,180 | 支払手形及び<br>買掛金 | 359   |
| 親会社の子会社 | 三菱商事プラスチック株式会社  | —                      | 製品等の販売<br>及び原材料等の<br>購入 | 食品包装容器<br>等の販売<br>(注1) | 1,263 | 売掛金           | 255   |
|         |                 |                        |                         | 原材料等の<br>仕入(注2)        | 4,775 | 買掛金           | 2,175 |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 食品包装容器等の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 原材料等の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### IX. 1株当たり情報に関する注記

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額           | 153円01銭     |
| 1株当たり当期純損失          | 236円59銭     |
| ※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 |             |
| 当期純損失               | 4,767百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額        | 一百万円        |
| 普通株式に係る当期純損失        | 4,767百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数        | 20,148,860株 |

#### X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XI. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ①退職給付債務           | △5,327 |
| ②年金資産             | 4,194  |
| ③未積立退職給付債務 (①+②)  | △1,132 |
| ④未認識数理計算上の差異      | 519    |
| ⑤貸借対照表計上額純額 (③+④) | △613   |
| ⑥退職給付引当金          | △613   |

### 3. 退職給付費用に関する事項

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ①勤務費用           | 315 |
| ②利息費用           | 26  |
| ③期待運用収益         | 80  |
| ④数理計算上の差異の費用処理額 | 191 |
| 退職給付費用①+②-③+④   | 452 |

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ①割引率            | 0.5%    |
| ②期待運用収益率        | 2.0%    |
| ③退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| ④数理計算上の差異の処理年数  | 10年     |

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

中央化学株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央化学株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において4,767百万円の当期純損失を計上し、取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触したこと等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

中央化学株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 大 | 吉 | 正 | 人 | 印 |
| 社外監査役 | 山 | 口 | 吉 | 一 | 印 |
| 監査役   | 鳥 | 居 | 真 | 吾 | 印 |
| 社外監査役 | 中 | 村 | 竜 | 一 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設し、その他所要の規定を設けるものであります（以下「本定款変更」といいます。）。なお、A種優先株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第4条 (条文の記載省略)<br>第2章 株 式<br>(発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000</u> 株とする。<br><br>第6条 (条文の記載省略)<br>(単元株式数)<br>第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。<br><br>第8条～第11条 (条文の記載省略)<br>(新 設)<br>(新 設) | 第1章 総 則<br>第1条～第4条 (現行どおり)<br>第2章 株 式<br>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>40,002,000</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>40,000,000</u> 株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>2,000</u> 株とする。<br>第6条 (現行どおり)<br>(単元株式数)<br>第7条 当社の普通株式の1単元の株式数は <u>100</u> 株とし、A種優先株式の1単元の株式数は <u>1</u> 株とする。<br>第8条～第11条 (現行どおり)<br>第2章の2 A種優先株式<br>(剰余金の配当)<br>第11条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>2 (1) A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が平成31年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金（ただし、第（2）号に従ってA種優先配当金を計算したときは、本号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）。</p> <p>&lt;算式&gt;<br/> A種優先配当金 = 1,000,000円 × A種優先配当年率</p> <p>&lt;A種優先配当年率&gt;<br/> 平成33年3月31日までの日を配当基準日とする場合 0%<br/> 平成33年4月1日以降の日を配当基準日とする場合<br/> 日本円TIBOR（6ヶ月物）+ 2.0%<br/> 日本円TIBOR（6ヶ月物）とは、配当基準日が属する事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日である場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が公表されていない場合は、日本円TIBOR（6ヶ月物）は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>(2) 前号の規定にかかわらず、配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、前号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式(当社が保有するものを除く。以下本号において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>3 当社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の3 当社は、残余財産を分配するときには、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの日数を第11条の2第2項に定める算式に適用して得られる優先配当金の額とする。</p> <p>(議決権)</p> <p>第11条の4 A種優先株主およびA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>第11条の5 A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> |
| (新 設)   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (新 設)   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (新 設)   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------|------|
| (新 設)                    | <p>(現金対価の取得請求権(償還請求権))</p> <p>第11条の6 A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。「償還係数」とは、償還請求日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかに応じて、以下に定める数値をいう。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td>平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>平成36年4月1日以降</td> <td>140%</td> </tr> </table> | 平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで | 110% | 平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで | 120% | 平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで | 130% | 平成36年4月1日以降 | 140% |
| 平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで | 110%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで  | 120%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで  | 130%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成36年4月1日以降              | 140%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------|------|
| (新 設)                    | <p>(現金対価の取得条項(強制償還))</p> <p>第11条の7 当社は、平成33年3月31日以降、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に定める強制償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</p> <p>「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかに応じて、以下に定める数値をいう。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td>平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>平成36年4月1日以降</td> <td>140%</td> </tr> </table> | 平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで | 110% | 平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで | 120% | 平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで | 130% | 平成36年4月1日以降 | 140% |
| 平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで | 110%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで  | 120%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで  | 130%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |
| 平成36年4月1日以降              | 140%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |      |                         |      |                         |      |             |      |

| 現 行 定 款<br>(新 設) | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>(普通株式対価取得請求権（転換請求権）)</p> <p>第11条の8 A種優先株主は、平成33年4月1日以降いつでも、当会社に対し、第5項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができる。</p> <p>2 当初転換価額は、375.9円とする。</p> <p>3 転換価額は、平成33年4月1日以降毎年4月1日および10月1日（以下「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。）、修正後転換価額は同日より適用される。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「上限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない（以下同じ。）。</p> <p>4 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">\frac{\text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済 普通株式数}}{\text{分割後発行済 普通株式数}}}{\text{調整後 転換価額}}</math> </div> <p>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">\frac{\text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済 普通株式数}}{\text{併合後発行済 普通株式数}}}{\text{調整後 転換価額}}</math> </div> <p>調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③下記（4）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <div style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{調整後転換価額} \times \left( \frac{\text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{新発行株式数}}{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{新発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり}}{\text{の払込金額}} \text{の時価}</math> </div> <p>④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記（4）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記（4）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による転換価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>(2) 上記(1)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の当社の東証終値の平均値とする。</p> <p>(5) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(5)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>5 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{転換請求に係るA種優先株式の数に1,000,000円を乗じて得られる額}} = \text{転換価額}$ |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第12条～第18条 (条文の記載省略)<br/>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第19条～第32条 (条文の記載省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>第33条～第44条 (条文の記載省略)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第45条～第49条 (条文の記載省略)</p> <p>第7章 計 算<br/>第50条～第52条 (条文の記載省略)</p> <p>附 則 (条文の記載省略)</p> | <p>A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の<br/>数に1株に満たない端数があるときは、会社法第16<br/>7条第3項に従ってこれを取扱う。<br/>(株式併合または分割、募集株式の割当て等)<br/>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、<br/>A種優先株式について株式の併合または分割は行わな<br/>い。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約<br/>権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予<br/>約権の無償割当てを行わない。</p> <p>第3章 株主総会<br/>第12条～第18条 (現行どおり)<br/>(種類株主総会)<br/>第18条の2 当会社が、会社法第322条第1項各<br/>号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の<br/>定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする<br/>種類株主総会の決議を要しない。<br/>2 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に<br/>開催される種類株主総会にこれを準用する。<br/>3 第12条後段、第13条、第14条第1項、第1<br/>5条、第16条、第17条および第18条の規定は、<br/>種類株主総会にこれを準用する。<br/>4 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2<br/>項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用す<br/>る。</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第19条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>第33条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第45条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算<br/>第50条～第52条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

当社は、会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）を割当先として第三者割当により募集株式（A種優先株式）を発行することについて、特別決議によるご承認をお願いするものであります。

なお、当該A種優先株式の発行は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

### 1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

#### （1）募集に至る経緯及び目的

当社は1961年に設立以来、食品包装容器のパイオニアとして新たな市場を創出するとともに、高い技術と永年築き上げた顧客基盤等により、業界を牽引し、業界の発展に貢献してまいりました。現在の当社を取り巻く環境としては、日本国内においては人口減少・高齢化等の逆風もあるものの、技術革新やライフスタイルの変化等により食品包装容器市場は着実に伸張しており、今後も緩やかな市場拡大が見込まれます。一方で、競合企業間での競争環境は、一層厳しさを増すことが想定されます。

このような状況の下、当社は、右肩下がり売上減少を脱し、成長軌道に乗せるべく、全部門が一丸となってマーケットに真摯に向き合う製品開発を行い、付加価値の提案・提供による量的拡大を進めるとともに、各部門における効率化も推進してまいりました。

一方、当社は、フルラインアップ戦略に代表される量的拡大を重視した事業戦略により、リソースが分散し、販売数量の増加が伸び悩んだこと、設備投資の回収を十分に出来なかったこと、付加価値の低い汎用製品の入れ替えが遅れたことにより高コスト構造の変革が遅れたこと等を背景として、平成28年3月期における603百万円の当期純利益の計上から一転して、平成29年3月期には537百万円の純損失を計上しました。さらに、平成30年3月期には当社が保有する工場の一部の固定資産及び情報システムについて2,397百万円の減損損失が発生したこと、国内の構造改革並びに海外事業での再編費用1,042百万円が発生したこと等も重なり、5,350百万円の純損失を計上するに至りました。

当社は、このような状況を改善すべく、①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、②生産効率向上を図る生産拠点の見直し、③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革及び④機能間連携強化を柱とする3カ年の中期経営計画を策定しており、当該中期経営計画をもとに、競争力のある企業体質を構築し、安定した収益確保・成長を実現することを目指しております。\*注1

もっとも、このような構造改革を実現するためには、体制強化の為の費用支出に加え、合理化・効率化投資等が必要であり、中期的な資金調達に余力を確保する必要があります。そのためには、当社の平成30年3月31日時点における純資産3,082百万円を改善し、財務基盤の安定を図る必要があります。そこで、自己資本増強による早期の財務体質改善を図るため、資本性のある資金調達を実施することが必要であると考え、当社の親会社である三菱商事に再建支援を目的としたA種優先株式の引受けについて打診したところ、三菱商事に当社の中長期的な経営方針をご理解いただいたため、三菱商事に対して総額20億円のA種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を取締役会において決議いたしました。

なお、本第三者割当増資は、本株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認を得られることを条件としております。また、三菱商事との間で締結した引受契約上、三菱商事によるA種優先株式に係る払込みは、これまで通り、金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることが条件となっております。

なお、取締役竹内修身及び取締役早澤幸雄は三菱商事の従業員を兼務しており、取締役近藤康正は平成30年3月31日まで三菱商事の従業員であったため、公正性及び客観性の確保と利益相反の回避の観点から、本第三者割当増資の審議及び決議にあたり、取締役会決議に加わっておりません。また、監査役鳥居真吾は三菱商事の従業員であり、取締役会審議では監査役として意見は述べておりません。なお、取締役水野和也については平成25年3月27日まで三菱商事の従業員でしたが、退社後5年以上経過していることから、取締役会決議に加わっております。さらに、当社は、支配株主と利害関係のない当社の独立役員である取締役松本吉雄氏、監査役山口吉一氏及び監査役中村竜一氏の3名で構成する第三者委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる、また、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないとの意見書を入手しております。

\*注1 中期経営計画概要

①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）

低採算取引の見直しを行うと共に競争力のある独自素材と高付加価値の機能製品を成長戦略の柱に、リソースの再配分を行い、市場成長を取り込んでいきます。

②生産効率向上を図る生産拠点の見直し

工場の重複機能を見直し、素材・生產品目を集約することで生産効率を最大化し、人件費等の固定費を削減するとともに、工場間の物流費等の費用削減を図っていきます。

③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革

低採算取引の見直しや業務見直しによる余剰人員の削減等を行います。

④機能間連携強化

従来の5本部を3本部に集約し、責任と権限を集中させることで意思決定のスピードを上げるとともに、組織間の壁により発生していた諸問題を解決するための機能間の連携を強化していきます。

（2）募集の理由

当社は、既存の株主の皆様への影響に配慮した上で、早期の財務体質改善を図るため、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務基盤の安定を図る観点から、資本性のある資金調達を実施することによる自己資本増強が必要かつ適切であると考えております。

調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、当社普通株式の公募増資、株主割当、新株予約権の第三者割当の方法による資金調達では発行予定額の確保に不確実性が残ること、当社普通株式の第三者割当による資金調達の実施は、普通株式の大幅な希薄化を直ちにもたらすことになり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには種類株式の第三者割当による増資が最善の選択であると判断いたしました。

なお、平成30年3月31日時点で約78億円の単体累積損失がありますが、当社は安定した収益確保・成長を実現することで単体累積損失を5年前後で解消し、本第三者割当増資により発行するA種優先株式について、金銭償還することを目指しております。

（3）割当予定先を選定した理由

上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、当社は当社のおかれた環境と課題、再建に向けた中長期的な経営方針をご理解いただけること、事業でのシナジー効果が期待できることを本第三者割当増資の条件として候補先を選定し、事業計画・内容に対する理解が深く、事業・人的支援を含めた総合的なシナジー効果が最も期待される三菱商事を割当予定先といたしました。

（4）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対してA種優先株式の価値算定を依頼し、A種優先株式の価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。プルータスは、当社が平成34年3月期から平成37年3月期までの間、毎年三菱商事に対して優先配当金の支払を行うこと及び平成37年3月31日に三菱商事に対して全てのA種優先株式を金銭償還することを前提にディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）を用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。本算定書においては、A種優先株式の株式価値は、1株当たり923,000円～1,038,000円とされております。

当社は、上記算定結果も踏まえて三菱商事との間で、既存株主の皆様に対し希薄化の影響を避けるべく強制償還の権利確保並びに金銭を対価とする取得請求権の価格等について交渉を重ねた結果、1株当たりの払込金額を株式価値の上限に近い1,000,000円と決定いたしました。

当社は、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関であるプルータスによる本算定書における上記算定結果や種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で三菱商事との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が三菱商事に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(5) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を2,000株発行することにより、総額20億円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種優先株式の当初転換価額は375.9円であり、当初転換価額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A種優先株式は議決権数53,205個の普通株式に転換されることとなり、平成30年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である201,482個に対する割合は約26.4%となります。また、A種優先株式は転換価額修正日において、転換価額の修正が行われる可能性があるところ、下限転換価額である当初転換価額の50%に相当する額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A種優先株式は議決権数106,382個の普通株式に転換されることとなり、平成30年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である201,482個に対する割合は約52.8%となります。

このように普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、最大で約52.8%の当社普通株式の希薄化が生じることとなりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の安定に資するほか、②A種優先株式の内容として、平成33年4月1日が到来するまでは三菱商事が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じております。このような観点から、当社としては、本第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

## 2. 募集事項の内容

### (1) 募集株式の種類

A種優先株式

### (2) 募集株式の数

2,000株

### (3) 募集株式の払込金額

1株につき、1,000,000円

### (4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 1,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

資本準備金 1,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

### (5) 払込金額の総額

2,000,000,000円

### (6) 払込期日

2018年7月6日

### (7) 発行方法

第三者割当の方法により、三菱商事株式会社に2,000株を割り当てる。

### (8) A種優先株式の内容

A種優先株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営のスリム化を図るため、1名を減員し取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>(再任) | (こんどう やすまさ)<br>近 藤 康 正<br>(昭和38年12月22日生) | 昭和61年4月 三菱商事株式会社 入社<br>平成23年1月 同社 塩化ビニールユニットマネージャー<br>平成25年2月 同社 合成樹脂ユニットマネージャー 兼<br>塩化ビニールユニットマネージャー<br>平成25年3月 当社 取締役<br>平成25年4月 三菱商事株式会社 合成樹脂部長 兼<br>塩化ビニール部長<br>平成25年5月 同社 合成樹脂部長<br>平成28年4月 同社 化学品グループCEOオフィス<br>事業投資担当<br>平成29年4月 当社 出向 取締役 常務執行役員 成長戦略担当<br>兼 マーケティング&セールス本部 副本部長<br>特販担当<br>平成30年4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>環菱中央化学管理有限公司 董事長<br>海城中央化学有限公司 董事長<br>北京雁栖中央化学有限公司 董事長<br>上海中央化学有限公司 董事長<br>無錫中央化学有限公司 董事長<br>東莞中央化学有限公司 董事長<br>香港中央化学有限公司 取締役<br>RIKEN TECHNOS (JIANGSU) CORPORATION 董事 | 0株         |

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2<br>(再任) | (もりもと かずのり)<br>森本和宣<br>(昭和34年4月1日生) | 昭和56年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>平成19年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 千葉支社長<br>平成20年8月 同行 融資部部长(特命担当)<br>平成21年12月 当社 出向 執行役員 管理本部副本部長<br>平成22年3月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長<br>平成23年10月 当社 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長<br>平成24年3月 当社 代表取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 総務人事本部長<br>平成24年4月 当社 代表取締役 専務執行役員 管理本部長<br>平成30年4月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営戦略室長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社中央運輸 取締役<br>環菱中央化学管理有限公司 董事<br>海城中央化学有限公司 董事<br>北京雁栖中央化学有限公司 董事<br>上海中央化学有限公司 董事<br>無錫中央化学有限公司 董事<br>東莞中央化学有限公司 董事 | 1,000株     |
| 3<br>(再任) | (はやさわ ゆきお)<br>早澤幸雄<br>(昭和44年3月4日生)  | 平成3年4月 三菱商事株式会社 入社<br>平成17年4月 同社 シンガポール支店<br>平成22年4月 同社 合成樹脂ユニット 汎用樹脂第一チームリーダー<br>平成27年4月 三菱商事プラスチック株式会社 出向 執行役員 汎用樹脂本部長<br>平成29年4月 三菱商事株式会社 合成樹脂部長(現任)<br>平成29年6月 当社 取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>三菱商事株式会社 合成樹脂部長<br>興人フィルム&ケミカルズ株式会社 取締役<br>三菱商事プラスチック株式会社 取締役<br>DM COLOR MEXICANA SA DE CV Director<br>TRI-PACK FILMS LIMITED Director                                                                                                                                              | 0株         |

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br>(再任) | (たけうち おさむ)<br>竹内修身<br>(昭和37年10月30日生)                  | 昭和61年4月 三菱商事株式会社 入社<br>平成11年11月 泰MC商事会社 (バンコック)<br>平成22年4月 三菱商事株式会社 汎用化学品第一本部<br>オレフィン・アロマユニットマネージャー<br>平成27年4月 同社 化学品グループCEOオフィス室長代行<br>事業投資担当<br>平成28年3月 同社 汎用化学品第二本部長<br>平成28年4月 同社 執行役員 汎用化学品第二本部長<br>平成29年4月 同社 執行役員 石油化学品本部長 (現任)<br>平成29年6月 当社 取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>三菱商事株式会社 執行役員 石油化学品本部長<br>サウディ石油化学株式会社 取締役<br>鹿島アロマティックス株式会社 取締役<br>三菱商事プラスチック株式会社 取締役<br>三菱商事ケミカル株式会社 取締役 | 0株         |
| 5<br>(新任) | (はぎわら たけし)<br>萩原剛<br>(昭和34年6月17日生)                    | 昭和57年4月 三菱商事株式会社 入社<br>平成3年8月 米国三菱商事会社 ヒューストン支店<br>平成8年1月 三菱商事株式会社 クロール・アルカリ部<br>平成17年1月 同社 汎用化学品本部 クロールアルカリユニ<br>ットマネージャー<br>平成22年3月 同社 化学品グループCEOオフィス室長<br>平成24年3月 当社 取締役<br>平成24年4月 同社 機能化学品本部長<br>平成25年4月 同社 執行役員 機能化学品本部長<br>平成27年4月 同社 執行役員 汎用化学品第一本部長<br>平成27年6月 当社 取締役 退任<br>平成28年4月 同社 常務執行役員 化学品グループCEO(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>三菱商事株式会社 常務執行役員 化学品グループCEO<br>サウディ石油化学株式会社 取締役      | 0株         |
| 6<br>(再任) | 【社外取締役候補者】<br><br>(まつもと よしお)<br>松本吉雄<br>(昭和20年1月25日生) | 昭和38年4月 竹原化成工業株式会社 (現 東罐興業株式会社)<br>入社<br>平成5年4月 東罐興業株式会社 本社 営業部長<br>平成10年6月 同社 取締役 樹脂営業担当<br>平成15年6月 同社 常務取締役 営業統括担当<br>平成21年6月 同社 退任<br>平成21年7月 松本包装技術研究所 代表 (現任)<br>平成28年6月 当社 取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>松本包装技術研究所 代表                                                                                                                                                                    | 0株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上記取締役候補者のうち松本吉雄氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 松本吉雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。  
4. 松本吉雄氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
5. 社外取締役候補者とした理由等  
松本吉雄氏は、長年にわたり包装容器業界において企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い知見を有することから、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断したためです。

**第4号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (おかもと ひろや)<br>岡本弘哉<br>(昭和32年6月14日生) | 平成3年10月 司法試験合格<br>平成6年4月 弁護士登録(埼玉弁護士会)<br>平成19年3月 当社 補欠監査役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>関東信越地方年金記録訂正審議会委員<br>原子力損害賠償紛争審査会特別委員<br>関東農政局入札等監視委員会委員 | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠監査役候補者岡本弘哉氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 岡本弘哉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。  
4. 岡本弘哉氏は、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

**第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

本総会終結の時をもって取締役を退任される水野和也氏並びに中井正氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                                   |
|------|------------------------------------------------------|
| 水野和也 | 平成25年3月 当社 代表取締役社長 社長執行役員<br>平成30年4月 当社 取締役<br>現在に至る |
| 中井正  | 平成25年3月 当社 取締役 専務執行役員<br>平成30年4月 当社 取締役<br>現在に至る     |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号  
中央化学株式会社 本社第一会議室（3階）  
電話番号（048）542-2511（代表）  
（JR高崎線鴻巣駅東口より徒歩約20分）

